|  |
| --- |
| 別 紙 ３ |

**町内会自主防災会防災計画**

令和　　　年　　　月　　　日現在

この計画書は、　　　　　　　　　　町内会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

**１．総合防災訓練**

（１）情報の収集訓練

（２）消火訓練

（３）救出救護訓練

（４）給食・給水訓練

**２．出火対策及び危険箇所の点検**

（１）火気使用器具（ストーブ等）の整備点検

（２）耐震自動消火装置付ストーブの使用

（３）灯油等の危険物に対する安全管理

（４）建物からの落下物及び倒壊危険箇所の確認

**３．初期消火対策**

（１）消火器、水バケツ等の設置（各家庭）

（２）消火栓、消火器具の確認

（３）消防小型動力ポンプの点検

**４．防災用資機材の整備**

（１）消防小型動力ポンプの設置

（２）消防ホース等の整備

**５．防災知識の普及活動**

（１）非常持ち出し品の整備

（２）防災講習会の開催

**◎避難場所（町内会指定）**

１．避難指示

（１）災害対策本部（市）から、避難指示があった場合、避難誘導班に対して避難誘導の指示を

行う。

（２）災害対策本部（市）から、避難指示がない場合でも、災害が予想され危険であり、避難の

必要があると判断した場合は、自主的に避難誘導を行う。

２．避難誘導

避難誘導班は、指示に従い会員を指定避難場所へ避難させる。

３．避難路の確保

平常時から安全な避難路の確保を図る。